

長崎県港湾整備事業基本計画検討支援業務仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務は、長崎県(以下「甲」という。)が所管する全ての港湾において、港湾整備事業及び宅地造成事業(以下、「港湾整備事業等」という。)への地方公営企業法適用(以下「法適用」という。)を検討するため、受注者において、法適用にあたっての課題及び効果並びに法適用に必要な業務及び手続等を整理し、取りまとめるものである。

(履行期間)

第2条 本業務の履行期間は、次のとおりとする。

履行期間:契約締結日～令和9年3月31日

(委託業務の概要)

第3条 本業務は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 基本方針の検討
- (2) システム導入方針の検討
- (3) 概算費用の算出
- (4) 法適用後の収支シミュレーションの作成

(委託業務の体制)

第4条 受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとし、技術者をもって、秩序正しい業務を実施させることとする。また、業務の特質を考慮し、法適用及び港湾事業に係る会計業務のそれぞれについて、基本計画等の策定又は策定支援実績がある公認会計士資格を有する技術者を配置するものとする。

第2章 業務内容

(基本方針の検討)

第5条 甲の港湾整備事業等への法適用検討のために必要な情報の収集を目的として、以下の項目について調査及び整理等を行うものとする。

(1) 法適用に係る課題及び効果の検討

現行の官公庁会計と法適用後の企業会計の相違点及び法の全部適用と一部適用の相違点を整理のうえ、法適用による効果及び課題を整理する。また、既に法適用又は適用を検討している港湾管理者を調査し、法適用に係るメリット、デメリット及び有益な事例等を取りまとめて整理すること。

(2) 法適用に伴う業務及び課題等の整理

法適用化に向けて必要となる業務を洗い出し、特に次の事項について整理すること。

- ・関係部局との調整事項
- ・新予算編成に係る調整事項
- ・打切り決算に係る調整事項
- ・法適用後の組織体制
- ・システム導入に係る調整事項
- ・金融機関及び税務署との調整事項 等

(3)法適用後に新たに発生する業務及び課題等の整理

法適用後に新たに発生する事項を洗い出し、整理すること。

(システム導入方針の検討)

第6条 法適用に伴い導入する新たなシステムについて、求められる機能、構成及びデータ移行の留意事項等を整理するものとする。

(概算経費の算出)

第7条 法適用移行時のイニシャルコスト及び移行後のランニングコストに係る概算費用を算出する。特に移行時の固定資産整理業務に係る概算費用については、以下2パターンの経費を算出するものとする。尚、管理資産(対象資産)の情報や資料については、甲が提示するものとする。

- ①会計士による標準整理手法
- ②固定資産整理業者による現地調査や現有資産との紐付け調査を含む手法

(移行スケジュールの作成)

第8条 前条までの検討結果を基に、法適用範囲及び時期について整理し、法適用化に必要な業務のスケジュールを検討し、工程表の作成を行うものとする。

(法適用後の収支シミュレーションの作成)

第9条 港湾整備事業等における法適用後概ね20年間の長期的な収支シミュレーションを作成するものとする。尚、減価償却費や長期前受金戻入益は、現行の公会計数値をもとに可能な範囲で算出するものとする。尚、上記までに算出した概算費用を盛り込むものとする。また、シミュレーション作成に必要な以下の項目の提供は甲がするものとする。

- ・減価償却費の前提となる一般会計の管理資産と港湾整備事業会計の管理資産(対象資産)
- ・当該期間の支出及び収入の見込み
- ・その他必要な項目

第3章 成果品

(成果品)

第10条 本業務における成果品は次に定めるとおりとする。また、電子データについては、CD-R等の記録媒体に記録し提出すること。

(1)成果品

- ・ 業務報告書 一式
- ・ 工程表 一式
- ・ 打合せ記録簿 一式
- ・ その他必要資料 一式

(2) 納入場所

成果品の納入場所については、長崎県港湾課とする。